

議案第126号

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例の一部改正について

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡本 栄

記

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例（平成17年伊賀市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

交流の館使用料

区分	午前	午後	全日
	午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午前9時～午後4時30分
2階和室	420円	420円	840円
1階ロビー	210円	210円	420円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、初瀬街道交流の館たわらや設置及び管理に関する条例の規定により使用許可を受けている同日以後の交流の館の使用料については、なお従前の例による。